

3 高齢者の安全・安心の確保

(1) 高齢者医療

(現状と課題)

- 1961（昭和 36）年度に始まる国民皆保険制度は、世界に誇る制度であるとともに国民の安心の基盤であり、「医療」を、そして「地域ケア」を支える仕組みとして将来にわたって維持していかなければなりません。
- 後期高齢者医療制度については、国において、制度を廃止することとし、75歳以上の人も現役世代と同様に国民健康保険か被用者保険に加入することを前提とする新しい制度に関する意見が取りまとめられました。また、その受け皿となる市町村国民健康保険について、財政運営の都道府県単位化と国費の投入等による財政基盤の強化が重要な課題となっており、国において協議が進められています。

(県の取組)

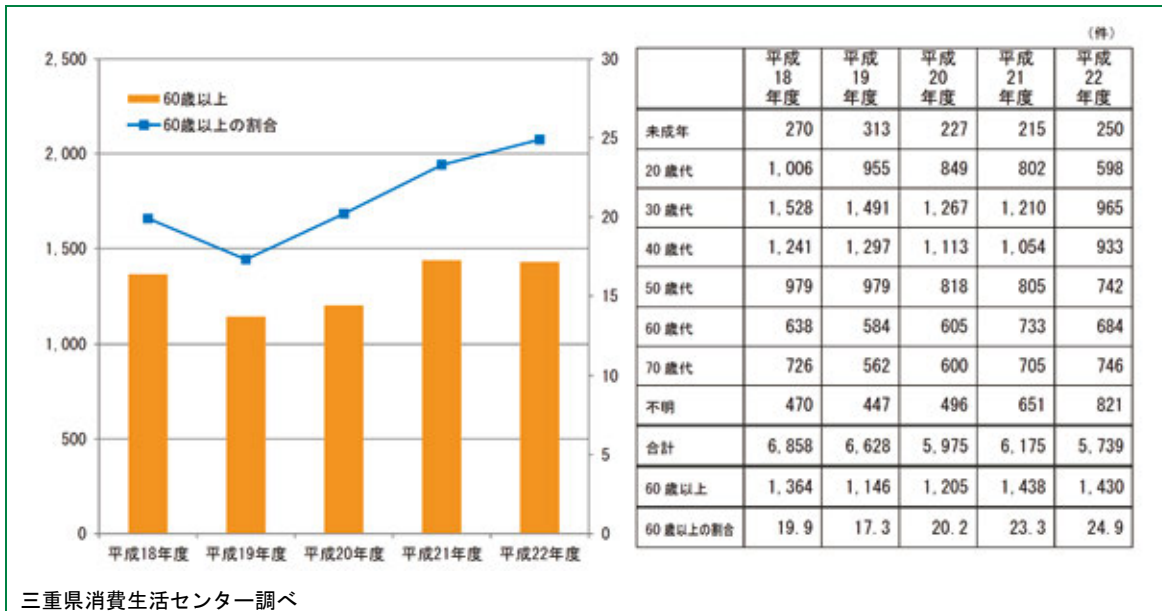
- 三重県後期高齢者医療広域連合や市町に対して現行の後期高齢者医療制度が適切に運営されるよう、必要な助言・支援を行います。また、国民健康保険制度の安定運営に向けて、広域化等に取り組むとともに、国の動向を注視しつつ、制度改正等に適切に対応していきます。

(2) 消費者保護

(現状と課題)

- 高齢者を狙った悪質商法が依然として後を絶たず、三重県消費生活センターに寄せられた相談も 60 歳以上の相談者の割合が増加傾向を示しており、2008（平成 20）年度を境に全体の 20%を超えています。
- 高齢者の居宅の改修において、契約トラブルなどの社会問題が発生しています。

図 3-7-1 三重県の契約当事者の年齢区分別苦情相談件数の推移



(県の取組)

- 高齢者は人に会う機会や情報を得る機会が少なくなることに伴う契約トラブルが多いため、民生委員・児童委員、福祉サービス関係者による情報提供など消費者の生活環境に対応した手法により情報提供を行います。このほか、高齢者の消費者トラブルを防止するため、地域・職域における啓発活動を行う人材の育成・活用、市町と連携した地域における見守り体制の推進などに取り組みます。
- 高齢者の住宅に関する相談に対応するために、住宅相談窓口の設置や専門家ネットワークの構築を支援するほか、高齢者の住宅改修等を支援するために、パンフレットやチラシ等による様々なニーズに応じた情報提供を行います。

(3) 交通安全

(現状と課題)

- 県内の交通事故死者数は長期的には減少傾向にありますが、65歳以上の高齢死者の占める割合は、2007（平成19）年から2011（平成23）年まで5年連続で全体の死者数の半数以上を占めていることから、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題となっています。
- 高齢者の死者のうち、交通弱者（歩行者、自転車）の死者が約5割を占めていることから、交通弱者に対する対策を強化するとともに、加齢に伴う身体機能の変化が、運転者の行動に影響を及ぼすことから、運転者の高齢化対策についても充実・強化を図る必要があります。
- 高齢者が安全かつ快適に移動できるまちづくりを推進するため、高齢者にやさしい交通安全施設や道路等の整備を進める必要があります。

(県の取組)

- 四季の交通安全運動において、「高齢者の交通事故防止」を重点に掲げ、反射材の活用等をはじめとするきめ細かい広報・啓発活動を展開し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。
- 毎月21日を「高齢者の交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー）」と定め、高齢者を重点とした交通安全活動を推進します。
- 三重県交通安全研修センターにおいて、高齢者の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通事故から身を守るための生涯にわたる交通安全研修を実施します。
- 高齢者自らの問題として主体的に交通安全対策に取り組むことができる地域の醸成のため、老人クラブを中心として交通安全活動指導員（シルバーリーダー）を養成し、地域の事故実態・地域特性に応じた教育及び啓発活動を実施します。
- 運転者の高齢化対策として、免許更新時の高齢者講習の効果的な実施により、高齢運転者に対する教育の充実を図るとともに、講習予備検査（認知機能検査）及び臨時適性検査の確実な実施に努めます。また、運転経歴証明書的身分証明書としての機能を充実させ、運転免許証を自主返納（申請取消）した方の支援に努めます。

(4) 雇用確保

(現状と課題)

- 高齢化の進行が今後も見込まれており、高齢者が意欲と能力に応じて、これまで培ってきた経験や能力を発揮し、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を実現していくことが必要です。
- 15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が見込まれており、高齢者の労働力が必要とされる状況が予想されることから、企業と高齢者のマッチングの機会を提供していくことが必要です。
- 加齢に伴う体力面等の衰えや仕事に対する意識の変化などにより、高齢者の働き方に対するニーズは多様化することから、シルバー人材センターなどを通じた多様な就労の場の提供が求められます。

(県の取組)

- 企業と高齢者がマッチングする機会を提供し、高齢者の就労が促進されるようハローワークや三重労働局、市町等と連携し就職面接会を開催します。
- 高齢者の生きがい対策、多様な就労機会の確保のため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行います。

(5) ユニバーサルデザイン

(現状と課題)

- 高齢者が自由に行動し、安全で快適に生活できる社会を実現するためには、県民の皆さん一人ひとりが「ユニバーサルデザインの考え方」を自分自身の問題として捉え、行動できる社会が必要です。
- ユニバーサルデザインの認知度は上昇していますが、言葉の理解にとどまっている面があることや、ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないことから、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの「意識づくり」に取り組む必要があります。
- 公共的施設の新築や改修において、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準が浸透しつつあり、個々の施設のユニバーサルデザイン化は進んでいます。今後、さらに、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者等の理解、協力を得ながら公共的施設を整備することが求められています。

(県の取組)

- パーキングパーミット制度^{注1}を導入し、制度の定着に向けた普及啓発活動を行うとともに、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます。
- 地域における身近なユニバーサルデザインの取組を実施するとともに、これらの取組を通じ、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業など、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。
- 市町や関係機関との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮した計画的な取組や施設整備を推進するとともに、安全で自由に移動できる誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

注1) パーキングパーミット制度：身体に障がいのある方や要介護者、妊産婦の方など、歩行が困難な方に対して利用証（パーミット）を交付することにより、車いす使用者用駐車区画を利用できる人を明らかにし、駐車区画を利用しやすくする制度。

(6) 防災対策

(現状と課題)

- 災害においては高齢者が犠牲になる確率が高く、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓をもとに、事前の防災対策の推進と徹底を図ることが必要です。
- 2011（平成 23）年度の高齢社会白書によれば、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災の死亡者のうち 60 歳以上の高齢者は 6 割を超えています。また、2009（平成 21）年 7 月に発生した土石流では、山口県防府市の特別養護老人ホームが被災し 7 人の高齢者が犠牲となりました。さらに、2009（平成 21）年 3 月 19 日には、群馬県渋川市の老人施設で 10 人のお年寄りが亡くなるという痛ましい火災事故が発生しています。

(災害時要援護者支援)

- 高齢者は、風水害、地震、津波、火災等の災害時に支援を必要とすることが多く、主に災害対策を担う市町において「災害時要援護者」対策として支援の体制を整備しておくことが求められます。
- 介護保険施設においては、災害等の非常時を想定し、具体的な避難計画の策定を行うとともに、避難救出訓練を実施することが、求められています。
- 災害時要援護者支援のひとつとして、持病などを記載した紙をカプセルに入れ冷蔵庫に保管する取組や、有事に備え災害時要援護者の名簿やマップを作成しておくなどの取組が、いくつかの市町で既に始まっています。

(高齢者福祉関係施設の耐震化)

- 高齢者が利用する福祉施設においては、利用者の安全・安心を保全するため、施設の耐震化を進めることが求められています。

(高齢者福祉関係施設の防火対策)

- 高齢者世帯における火災の未然防止及び被害の軽減を図るため、住宅防火診断の実施、住宅用火災警報器等の普及促進、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の火災予防対策の推進が必要です。

(県の取組)

- 予想される東海・東南海・南海地震に備えて、施設間の応援体制の整備など防災対策の検討を始めます。
- 高齢者等の災害時要援護者の把握や避難誘導が円滑に行われるよう、要援護者名簿の整備、さらには要援護者マップの作成を進める市町を支援するとともに災害時要援護者個別計画の策定を促進します。
- 福祉避難所未指定（協定未締結）の市町への働きかけを行うことにより、市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結を促進します。
- 市町が実施する、高齢者等の災害時要援護者を対象とした迅速な応急活動の推進、被害を最小化するための組織づくり、地域全体としての防災体制の整備、地域住民等との連携による安否確認の仕組みづくりについて、支援を行います。
- 市町が実施する、高齢者等の災害時要援護者を対象とした避難場所・避難経路の整備、避難所情報の周知、避難誘導體制の検討・見直しについて、支援を行います。特に、津波による浸水の想定される地域においては、取組が促進されるよう市町とともに進めていきます。
- 高齢者関係施設における利用者等の安全・安心を確保するため、高齢者関係施設の耐震化を推進します。
- 引き続き、三重県住宅防火対策推進協議会や消防本部等と連携し、高齢者世帯の火災予防対策を推進します。